

事務連絡
令和6年6月12日

独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課長 殿
軽自動車検査協会検査部検査企画課長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
検査班長
整備事業班長

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき国土交通大臣が指定した装置の検査について（注意喚起）

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき国土交通大臣が指定した下記の装置（詳細は別紙参照）については、同号の規定に基づき窓ガラスへの装着が認められているところであるが、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び指定自動車整備工場における継続検査の際、当該装置を装着した車両が不適合又は判定不能とされ、トラブルに発展した事案がある旨確認されました。

本事案を踏まえ、同種のトラブルが発生しないよう関係法令等を改めて確認頂き、同種のトラブルが発生しないよう注意徹底をお願いいたします。

なお、別添のとおり、各地方運輸局、沖縄総合事務局及び関係団体に通知したことを申し添えます。

記

国自技第169号指定（平成27年2月18日）

衝突防止警報補助装置「モービルアイ」型式 ME530、570、C2-270

国自基第48号指定（令和5年6月13日）

衝突防止警報補助装置「モービルアイ」型式 ME580

衝突防止警報補助装置「モービルアイ」

1. 正面ガラスの上側、もしくは下側に貼付物（カメラユニット）あり。



2. 装置の形状と貼付物管理ステッカーは以下のとおり。（完成検査証書面でも確認可能。）



別紙4 モービルアイ衝突防止補助装置 完成検査証書

本装置の貼付物（装置本体）は、道路運送車両の保安基準（昭和44年運輸省令第17号）第2号第6条第2項の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。本装置は車検時に共に検査いたします。

取り付け車両の基本情報	
車名形式	71JA
製造番号（エンジンプレート）	176
車台番号（シールドナンバー）	RR71JA-60300
車検年度（国自技第169号）	平成19年 3月
車検年度（国自技第48号）	令和5年 6月
車検年度（国自技第169号）	2019年 03月
車検年度（国自技第48号）	2024年 06月

貼付する装置の情報	
製造者	モビルアイ株式会社（イヌビス）
輸入者	モバイル・トリエイティブ株式会社
型式（国自技第169号）	MES80 / MES90 / MES100 / MES150 / CQ-370
製造番号（国自技第169号）	3118260710
製造番号（国自技第48号）	（国自技第48号） / 国自技第48号（国自技第48号） / 566

製品の動作状態及び貼付物管理ステッカーの貼付状況	
製品動作状態（国自技第169号）	正常動作 / 不働動
製品動作状態（国自技第48号）	7-015-84
貼付物貼付状況（国自技第169号）	前窓上 / 前窓下 / 前窓上 / 前窓下
貼付物貼付状況（国自技第48号）	モービルアイ衝突防止補助装置
施工・検査年月日	2024年 06月 20日

貼付物の 販売会社 / 施工者	
販売会社名（国自技第169号）	300
販売会社名（国自技第48号）	300
販売会社名（国自技第169号）	300
販売会社名（国自技第48号）	300
販売会社名（国自技第169号）	300
販売会社名（国自技第48号）	300
販売会社名（国自技第169号）	300
販売会社名（国自技第48号）	300

※国自技第169号と国自技第48号の両方とも指定を受けている場合は、両方の指定を受けていることを示す。



「国自技第 169 号平成 27 年 2 月 18 日」で指定された装置



「国自基第 48 号令和 5 年 6 月 13 日」で指定された装置

完成検査証書面

事務連絡
令和6年6月12日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長 殿
技術課長 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
検査班長
整備事業班長

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき国土交通大臣の指定が行われた装置の装着について（注意喚起）

標記について、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課長及び軽自動車検査協会検査部検査企画課長に対し通知しましたので、管内各運輸支局及び陸運事務所に対し周知願います。

事務連絡
令和6年6月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長 殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
検査班長
整備事業班長

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき国土交通大臣の指定が行われた装置の装着について（注意喚起）

標記について、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課長及び軽自動車検査協会検査部検査企画課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周知願います。